

令和 6 年度 浜松市家庭児童相談室の相談統計 (児童相談・女性相談) について

1 家庭児童相談室とは

家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、厚生事務次官通知(発児第 92 号昭和 39 年 4 月 22 日「家庭児童相談室の設置運営について」)に基づき、各福祉事業所に家庭児童相談室が設置されている。

家庭児童相談室は、児童虐待の防止等に関する法律第 6 条の子ども虐待に係る通告の受理機関であると共に、児童福祉法第 25 条の要保護児童通告の受理機関である。また、女性保護事業における女性相談にも応じている。

2 相談種類別対応件数

令和 6 年度の相談対応件数は 1,256 件で、令和 5 年度の 1,257 件と比べ、1 件の減でした。また、種類別にみると、養護相談のその他(保護者の病気等による養育困難などの相談)838 件(66.7%) が最も多く、次いで養護相談の虐待が 303 件(24.1%)、その他の相談 61 件(4.9%) の順でした。

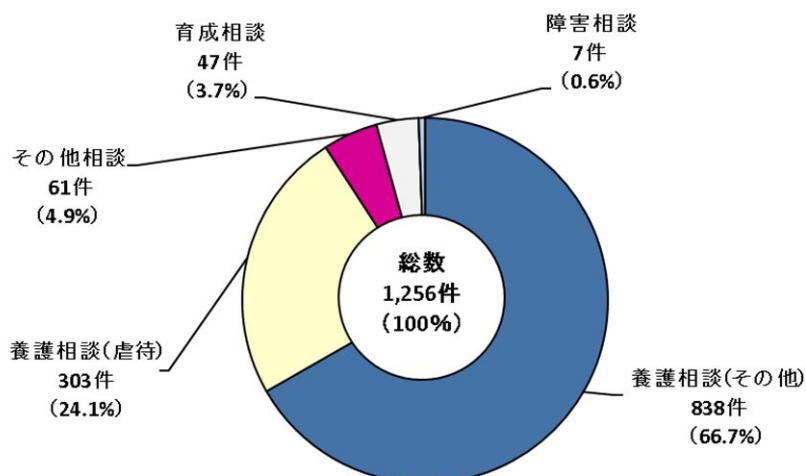
【表 1】

(単位:件)

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成 相談	その他 相談	計
	虐待	その他						
R6年度	303	838	0	7	0	47	61	1,256
R5年度	320	791	0	8	1	74	63	1,257
増 減	△17	47	0	△1	△1	△27	△2	△1

【図 1】

令和6年度相談種類別対応件数



3 虐待対応の状況

(1) 虐待対応件数の推移

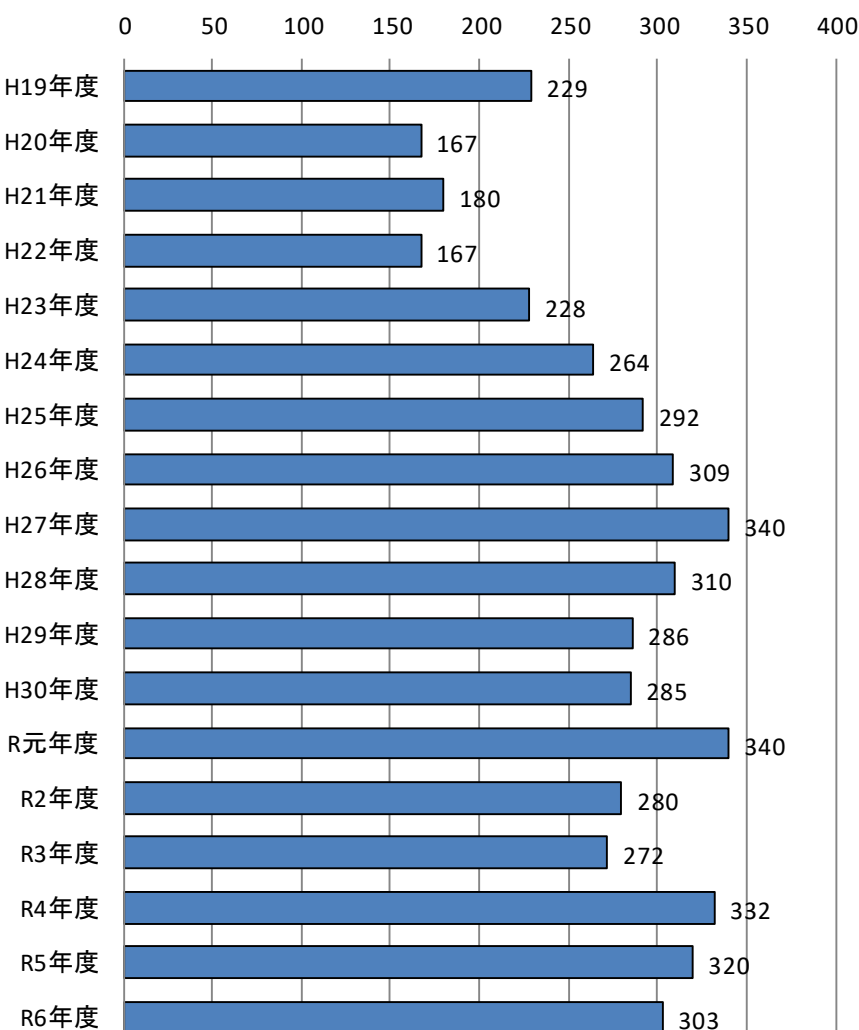
令和6年度の虐待対応件数は303件で、前年度に比べ17件の減でした。

【表2】

(単位:件)

	家庭児童相談室
H19年度	229
H20年度	167
H21年度	180
H22年度	167
H23年度	228
H24年度	264
H25年度	292
H26年度	309
H27年度	340
H28年度	310
H29年度	286
H30年度	285
R元年度	340
R2年度	280
R3年度	272
R4年度	332
R5年度	320
R6年度	303

【図2】 家庭児童相談室における虐待対応件数の推移（浜松市）



(2) 虐待対応の経路

虐待対応の相談経路では、学校等が87件と最も多く、次いで保健センターが54件の順でした。

【表3】

(単位:件)

	児童相談所	福祉事務所	保健センター	保育所・認定こども園	医療機関	学校等	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	その他	計
R6年度	1	38	54	32	17	87	0	20	23	31	303
R5年度	11	69	35	24	16	66	0	31	17	51	320
増減	△10	△31	19	8	1	21	0	△11	6	△20	△17

(3) 虐待対応の虐待種別

虐待対応の種別では、身体的虐待が 132 件(43.6%)と多く、次いで心理的虐待が 109 件(36.0%)、ネグレクトが 60 件(19.8%)でした。

【表 4】

(単位: 件)

	身体的虐待	心理的虐待	ネグレクト	性的虐待	計
R6年度	132 (43.6%)	109 (36.0%)	60 (19.8%)	2 (0.6%)	303 (100.0%)
R5年度	139 (43.5%)	90 (28.1%)	91 (28.4%)	0 (0%)	320 (100.0%)
増 減	△7	19	△31	2	△17

(4) 被虐待児の年齢別件数

被虐待児の年齢別状況は、3 歳から学齢前が 117 件 (38.6%) 小学生が 104 件 (34.3%)、3 歳未満が 59 件(19.5%)、中学生が 22 件(7.3%)の順でした。

【表 5】

(単位: 件)

	0 歳 ～ 3 歳未満	3 歳 ～ 学齢前	小学生	中学生	高校生他	計
R6年度	59 (19.5%)	117 (38.6%)	104 (34.3%)	22 (7.3%)	1 (0.3%)	303 (100.0%)
R5年度	72 (22.5%)	102 (31.9%)	112 (35.0%)	31 (9.7%)	3 (0.9%)	320 (100.0%)
増 減	△13	15	△8	△9	△2	△17

(5) 主な虐待者

主な虐待者で一番多いのは、実母の 149 件(49.2%)、次いで実父の 132 件(43.6%)でした。

【表 6】

(単位: 件)

	実母	実父	実母以外 の母親	実父以外 の父親	その他	計
R6年度	149 (49.2%)	132 (43.6%)	0 (0%)	15 (4.9%)	7 (2.3%)	303 (100.0%)
R5年度	207 (64.7%)	86 (26.9%)	1 (0.3%)	15 (4.7%)	11 (3.4%)	320 (100.0%)
増 減	△58	46	△1	0	△4	△17

(6) 対応種類別件数

最も多いのは継続指導の 194 件で全体の 64.0%を占めており、次いで、短期で終わる指導の 68 件(22.4%)でした。

【表 7】

(単位:件)

	短期で 終わる 指導	家庭児童 相談室の 継続指導	他機関 あっせん等	児童相談所 送致	計
R6年度	68 (22.4%)	194 (64.0%)	5 (1.7%)	36 (11.9%)	303 (100.0%)
R5年度	81 (25.3%)	211 (65.9%)	8 (2.5%)	20 (6.3%)	320 (100.0%)
増 減	△13	△17	△3	16	△17

4 女性相談の状況

(1) 女性相談件数の推移

令和 6 年度の女性相談件数は 853 件で、そのうちDV*相談は 425 件でした。

*「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号)に基づく配偶者(離婚後及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者含む)からの暴力

【表 8】

(単位:件)

	女性相談件数	
		(内訳)DV
H22	1,030	348
H23	1,101	439
H24	1,136	426
H25	1,319	438
H26	1,181	447
H27	1,199	433
H28	1,129	426
H29	972	371
H30	1,026	397
R 元	986	358
R2	993	383
R3	900	346
R4	862	334
R5	826	320
R6	853	425

【図 3】

家庭児童相談室における女性相談件数の推移(浜松市)

